

平27福情答申第11号

平成28年 2月 8日

福岡市教育委員会 様  
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成27年3月9日付け教指指第804-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「平成26年3月18日付教指指第876-1号 公文書一部公開決定通知書にて公開された「平成23年度〇〇中学校生徒名簿 (学年別一覧)」について、この名簿を外部 (作成者であるシステム開発者) へ提供したことを容認できる根拠となる文書」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「平成26年3月18日付教指指第876-1号 公文書一部公開決定通知書にて公開された「平成23年度〇〇中学校生徒名簿（学年別一覧）」について、この名簿を外部（作成者であるシステム開発者）へ提供したことを容認できる根拠となる文書（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成26年12月26日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成26年12月16日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年12月26日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成27年2月13日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書にて、「一般的に考えて、生徒名簿情報を外部へ提供せずに、このシステムが作成されたとは考えにくい為」と主張している。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年11月25日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件非公開決定処分は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人の主張によると、「平成26年3月18日付教指指第876-1号公文書一部公開決定通知書にて公開された「平成23年度〇〇中学校生徒名簿（学年別一覧）」について、この名簿を外部（作成者であるシステム開発者）へ提供したことを容認できる根拠となる文書」である。

### (3) 処分庁が本件決定を行うに至った理由

実施機関は、本件請求に係る名簿を外部（作成者であるシステム開発者）へ提供しておらず、外部へ提供してよいという文書も存在しないため本件非公開決定を行ったものである。なお、本件請求に係る名簿は、本件請求以前になされた情報公開請求（メール配信システム「「メモリちゃん」導入にあたり作成時に必要となった個人情報の元となった情報源」）において、実施機関が特定した対象文書で、生徒氏名を被覆して一部公開決定を行った平成23年度〇〇中学校生徒名簿（学年別一覧）である。

実施機関としては、メール配信システムの導入の際の手順について学校及びシステム会社から、両者の間で個人情報のやりとりがないことを確認しており、また、請求に係る名簿を当該システム会社へ渡していないため、当該システム会社へ本件請求に係る名簿を提供することを容認できる根拠となる文書は存在しない。

よって、実施機関としては、本件請求にかかる対象文書を保有していないため、本件決定を行ったものである。

## 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

## 1 本件対象文書について

審査請求人の主張並びに実施機関の主張及び意見陳述から判断するに、審査請求人が求める文書は、「特定中学校の生徒名簿（学年別一覧）を外部（作成者であるシステム開発者）へ提供したことを容認できる根拠が記載されてある文書」を求めているものと解される。

そのため、本件対象文書としては、実施機関が保有する公文書で、特定中学校の生徒名簿（学年別一覧）を外部（作成者であるシステム開発者）へ提供した際の決裁文書など意思決定に関する文書のほか、本件事案における個人情報の外部提供に言及した文書が該当するものといえる。

## 2 対象文書の存否について

ア 当審査会において、実施機関に確認したところ、特定中学校の生徒名簿（学年別一覧）を外部（作成者であるシステム開発者）へ提供したことを容認できる根拠が記載されてある文書は保有していないことから本件決定を行ったとのことであった。

イ 当審査会で調査したところ、メール配信システム「マモリちゃん」の導入に当たっては、保護者が登録する登録用のメールアドレス及び学校側が登録する送信用のメールアドレスをシステム会社から付与してもらう必要があり、学校側は、各学年毎のクラス数及び各クラスに必要なアドレス数をシステム会社に伝えたことは確認できたが、個人情報である生徒名簿を提供した事実は確認できなかった。

ウ 当審査会としては、個人情報である生徒名簿を外部に提供した事実が確認できない以上、外部に提供することの決裁文書等の意思決定文書は存在しない旨の実施機関の説明について特段の不合理的な点は認められず、さらに、実施機関がその他本件事案に関して本件の個人情報を外部提供に関して記述された文書を保有又は作成していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年3月9日	実施機関からの諮問
平成27年4月17日	実施機関が弁明意見書を提出
平成27年9月28日（第2部会）	審議
平成27年11月25日（第2部会）	実施機関からの意見聴取
平成27年12月21日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，井上禎男，勢一智子，錦谷まり子